

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務公募（プロポーザル）に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 事業の目的

この事業は、中予地域に数多く居住している外国人留学生が日本人とは違った視点で地域の魅力を発見して、自らリピーターになるとともに、母国に向けても発信する大きな可能性を有していることに着目し、留学生を対象にスローサイクリングを開催し、サイクリングの楽しさを体験する機会を創出するとともに、留学生目線による新たなスポットや課題を発掘することにより、サイクリングの裾野拡大と中予地域の情報発信を図り、地域活性化に資することを目的としている。

※時間を競うレースではなく、地域の魅力を見つけ、体験して楽しんでもらうスローサイクリングとして実施する。

2 委託業務名

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務

3 委託業務の内容

- (1) 委託内容 別添「委託業務仕様書」のとおり
- (2) 事業期間 契約締結の日から令和2年1月31日
- (3) 予算上限額 606千円（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税及び地方消費税の税率については、10%を適用する。

4 参加者の資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和元年6月20日時点において、平成29・30・31年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、参加申込み及び企画提案書の提出は、登録見込みの段階で可能であるが、申請の不備や審査の結果、上記の期日までに登録されなかった場合は、参加申込み及び提出のあった企画提案書は無効の取扱いとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県から競争入札の参加資格停止の処分を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 平成28年度から平成30年度の間において、サイクリング関係事業を請負い、業務を完了した実績を有すること。

5 実施要領の配布

この要領は次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和元年6月13日(木)から6月20日(木)までの執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下、同じ。)とする。

(2) 配布場所

「14 問い合わせ先・提出先」で配布する。また、愛媛県庁公式ホームページにも掲載する。

・愛媛県庁公式HP：<http://www.pref.ehime.jp/chu52147/cycling/proposal.html>

6 参加希望者等の確認

(1) 提出書類

参加希望書(様式1)、誓約書(様式2)、業務実績書(様式3)及び企業・団体概要(様式任意、企業案内パンフレット可)

(2) 提出期間

令和元年6月13日(木)から6月20日(木)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送

イ 持参による提出の受付時間は、執務時間中とする。

ウ 郵送による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

(4) 提出場所

「14 問い合わせ先・提出先」とする。

7 質問の受付

委託業務及び企画提案募集に関する質問は、質問票(様式4)により受け付ける。

(1) 受付期間

令和元年6月13日(木)から6月20日(木)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出方法

ア 電子メール又はFAX

イ 提出先アドレスおよびFAX番号

メールアドレス：chu-seisaku@pref.ehime.lg.jp

FAX：089-921-2601

ウ メール送信の場合は、件名を【留学生サイクリング業務公募】とする。

電子メール又はFAXで提出後、担当窓口(愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課企画調整係(担当：野本)、電話089-909-8751)へ電話により、着信確認を行うこと。

(3) 回答方法

ア 回答の対象となる質問は、参加希望書の提出があった者からの質問とする。

イ 上記アの質問については、参加希望書の提出があった者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メール又はFAXで通知する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ 受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

8 企画提案書の受付

企画提案書の内容及び提出方法は以下のとおりとする。なお、提案は各者1案とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書(様式5) 1部

イ 企画提案書 一式 4部

構成

(ア) 表紙

(イ) 業務に係る提案書

「委託業務仕様書」の4(募集する企画提案の内容)の項目ごとに実施方法、メリット、効果などを記載する。

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 過去に実施した類似業務(規模、概要等)

(オ) 見積書(合計額は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。)

ウ 注意事項

(ア) 上記イ(企画提案書)の構成に基づき、A4判を基本として任意の様式で作成すること。

(イ) 上記イ(イ)(業務に係る提案書)の具体的な内容は、「委託業務仕様書」に基づいて作成すること。

なお、当該業務の実施に当たり、工夫すべき事項や不足する事項、提案者において独自、かつ有意義な方策等あれば提案すること。

(ウ) 上記イ(オ)(見積書)については、当該業務に係る所要経費の全てを見積もること。

(2) 提出期限

令和元年6月27日(木)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

6(3)に同じ。

(4) 提出場所

6(4)に同じ。

(5) その他

ア 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

イ 企画提案書の再提出は、上記(2)の提出期限内に限り認めるものとする(部分的な差替えは認めない)。なお、愛媛県からの書類の不足、不備の補完、内容不明の確認の他、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。

ウ 企画提案書を取り下げる場合は、取下げ願い書(様式6)を提出するものとする。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格条件を満たさなくなった場合にも取下げ願い書を提出するものとする。また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

エ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

オ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案。

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案。

9 業務予定者の選定方法等に関する事項

- (1) 業務予定者の選定方法は、別添「企画提案公募（プロポーザル）審査要領」に基づき、原則応募書類の書面審査により業務予定者を選定する。
- (2) 審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては認めない。

10 業務予定者の選定

- (1) 審査の結果、最も優れた提案と評価した上位1者を業務予定者として選定する。選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。
- (2) 通知予定日 令和元年6月21日（金）
- (3) 通知方法 電話で各提案者に通知する。

11 契約

(1) 契約の締結

審査の結果、業務予定者となった者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が調った場合に、別途定める予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等については、一部、変更することがある。

また、業務予定者と協議が調わない場合にあっては、次点の提案者として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（案）のとおりとする。

12 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、該当するプロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び企画提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領、又は閲覧した資料等は、愛媛県のご了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる全ての責任は、プロポーザル参加者が担う。

14 問い合わせ先・提出先

愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課 企画調整係（担当：野本）

住 所 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

電 話 089-909-8751 F A X 089-921-2601

電子メール chu-seisaku@pref.ehime.lg.jp